**平成２２年（フ）第１６６号**
福岡県田川郡福智町神崎1056番地153　有料老人ホームふじの花
債務者　梶原　　学
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２２年（フ）第９３号**
大分県中津市大字犬丸2329番地１
債務者　和泉　龍二
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２２年（フ）第９５号**
大分県中津市大字定留1539番地３　ハーモニーコート１号
債務者　吉崎　剛広
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４６７号**
宮崎県児湯郡木城町大字高城1322番地
債務者　堀田　雄大
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４７７号**
宮崎市大塚町大迫北平4140番地２　ハートピア壱番館203号
債務者　遠藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４８７号**
宮崎市大字芳士788番地４　第２みやこアパート202号
債務者　中村　裕子（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第２３８号**
宮崎県都城市志比田町5861番地13、前住所埼玉県川口市大字西立野472番地の９
債務者　寺岡　雄一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第２３９号**
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3652番地10
債務者　松尾　一直
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第２４５号**
宮崎県都城市北原町1139番地８　北原コーポ303号、前住所大阪府門真市大倉町12番５号
債務者　瀬田　敏雄
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第２６５号**
青森県八戸市大字尻内町字鴨ケ池98番地１
債務者　石ケ守晃一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２２年（フ）第２７２号**
青森県八戸市吹上２丁目20番52号
債務者　斉藤真由美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２２年（フ）第１４５号**
茨城県潮来市茂木500番地
債務者　宮内　正行
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２２年（フ）第１４６号**
茨城県潮来市茂木500番地
債務者　宮内恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２２年（フ）第９１号**
山梨県都留市法能420番地
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２２年（フ）第９３号**
山梨県大月市大月１丁目21番15号
債務者　田中　雅子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２２年（フ）第３２５０号**
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅３棟415号
債務者　ヘアーラインスピカこと　金子あけみ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１７５７号**
京都府木津川市南加茂台14丁目６番地７
債務者　吉中建設こと　吉中　泰良
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係